# 資産運用に関する基本方針

平成 21 年 3 月 19 日 一般社団法人埼玉県社会福祉事業共助会

一般社団法人埼玉県社会福祉事業共助会(以下「共助会」という。)は、一般社団法人埼玉県社会福祉事業共助会定款第4条第3号に基づく社会福祉事業従事者の退職共済に関する事業(以下「共済制度」という。)に係る資産(以下「資産」という。)の運用にあたり、以下の基本方針を定める。

共助会から外部に資産の運用や管理を委託された運用受託機関は、基本方針および別途定める 「資産の運用ガイドライン」の規定を遵守し資産の運用、管理を行うこととする。

# 1 運用目的

共助会は、共助会の実施する共済制度の支払いを将来にわたり確実に行うことを目的とし、許容される リスクの範囲内で、必要とされる総合収益を長期的に確保することを運用目的とする。

#### 2 運用目標

目標とする収益率は、将来にわたって健全な共済制度運営を維持するために必要な収益率、具体的には制度財政上の掛金率を算定する際に使用する予定利率とする。

#### 3 資産構成についての方針

前述の運用目標を達成するために、期待収益率の予測に加え、事業主の掛金負担能力、共済制度の 成熟度等を踏まえて許容されるリスクを考慮した資産構成とし、その維持に努めることとする。

# 4 運用にあたっての留意事項

## (1) リスク管理

共助会は、運用目標を達成するための資産構成について、想定したリスクのもとでリターンを極大化 するために、リスク管理に係る以下の項目等に十分配慮することとする。

- ・投資対象を選定する際において、その期待収益率やリスク、また各投資対象の収益率の相関係 数を考慮すること。
- ・合同運用を行う場合は、投資する資産の運用スタイル(投資対象、リスクコントロールの目標、ベンチマーク、リバランス等)について共助会が想定するスタイルと合致しているか判別すること。
- ・金融商品販売法に基づいて、新たに投資対象として追加する資産のリスクについて受託運用機 関等からも説明を受け、リスクの内容ならびに所在について認識をすること。

### (2) 運用受託機関の選任、運用業務に関する報告の内容及び方法、運用受託機関の評価

① 前述の資産構成に基づき、投資対象資産区分ごとに可能な範囲で運用スタイル・手法の分散を勘案し、最適な運用受託機関を選任し、各運用受託機関に対し投資対象資産等を定めた「資産の運用ガイドライン」を提示する。なお、運用受託機関の選任にあたっては、当該運

用受託機関の以下の項目等を十分に検討するものとする。

- ・経営理念、経営内容および社会的評価
- ・共済制度に対する理解と関心
- ・運用方針および運用スタイル・手法
- ・情報収集体制や意思決定プロセス等運用管理体制
- •法令遵守体制
- ・運用担当者の能力・経験実績等
- ・資産運用における経験と実績
- ・過去の運用実績(パフォーマンス)
- ② 運用受託機関に対して、残高状況、損益状況、取引状況、費用状況等に係わる資産の管理に関する報告書、並びにパフォーマンス状況、ポートフォリオ状況、運用方針等に係る資産の運用に関する報告書を原則として四半期ごとに求める。また、必要に応じて共助会とのミーティングを行うことを求める。
- ③ 運用受託機関の評価は、以下の定量的評価に定性的評価を加えた総合的な評価で行う。なお、評価期間は原則として3~5年とするが、運用成績が著しく不良である場合や当該運用受託機関に委任することが社会的に著しく不適当と認められる場合等は、この限りではない。
  - ○定量的評価
    - ・運用資産ごとの評価 (ベンチマーク収益率との比較等)
    - ・資産全体の評価(運用目標や複合ベンチマーク収益率との比較等)
    - 運用受託機関相互の比較評価
  - ○定性的評価

各運用受託機関の組織、運用哲学、運用プロセス、リスク管理、運用能力等につき 検討・評価を行う。また、運用実績の報告書やミーティングを通じてディスクローズ 等に関しても評価を行う。

(3) 運用業務に関し遵守すべき事項

資産の運用に当たって、以下の事項を遵守するものとする。

- ○各運用資産の共通事項
  - ・運用上のリスク管理の観点から、十分な分散投資を行うこと。
  - ・各運用資産ともフルインベストメントを心がけ、余裕資金は必要最小限とすること。また、余裕資金の管理は明確に把握できるように区分して行う。
  - ・デリバティブの利用にあたっては、ヘッジ取引に限定して行うものとし、投機的な取引は行わない。ただし、為替予約取引について、運用効率に資することを目的に行う為替クロスヘッジ取引は容認する。
  - ・有価証券の運用にあたっては、高い売買回転率による取引コストの増大によって、収益率 をかえって低くするようなことは避けること。

#### ○国内債券

・投資対象は円建債券とし、債券の格付、クーポン、償還日等の発行条件、発行者等に ついて十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、適切な分散化を図ること。

#### ○国内株式

- ・投資対象は、原則として国内の各証券取引所、店頭市場において公開されている株式とし、 投資対象企業の経営内容、成長性等について十分な調査、分析を行った上で銘柄選択するとともに、業種、銘柄等については適切な分散化を図ること。
- ・買い占め等の仕手戦には参加しないこと。
- ・信用取引は行わないこと。

# ○外貨建債券

- ・投資対象市場リスクおよび為替リスクについて十分調査した上で、投資対象国及び通貨を 選定すること。
- ・投資対象の債券の格付、クーポン、償還日等の発行条件、発行者等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、投資対象国や通貨、発行者等につき適切な分散化を図ること。

### ○外貨建株式

- ・投資対象市場リスクおよび為替リスクについて十分調査した上で、投資対象国及び通貨を 選定すること。
- ・投資対象企業の経営内容、成長性等について十分な調査、分析を行った上で銘柄選択するとともに、投資対象国や通貨、業種、銘柄等については適切な分散化を図ること。

#### ○貸付金

・貸付を行うにあたっては、貸付先の信用リスク、金利、償還日等の貸付条件について十分 な調査、分析を行った上で行うこと。

#### 5 その他

本基本方針は、共助会が実施する共済制度の状況や取り巻く環境の変化に応じて変更する場合がある。その場合、変更内容は加入施設等の事業主の3分の2以上の同意を得るとともに、各運用受託機関に対しては文書をもって通知する。

また、本基本方針に沿った運営にあたっては、運用受託機関と十分協議のうえこれを行うこととし、 基本方針について、受託機関からの意見や申し出を妨げるものではない。

## 附則

#### 1 施行日

本基本方針は平成21年3月19日から適用する。

本基本方針は一般社団法人の設立の登記の日から施行する。